

下村里づくり計画

平成 10 年 9 月

下村里づくり協議会

下村里づくり計画 目次

地域の概況及び基本方針	1
(1) 対象地区の位置及び区域	
(2) 計画地区の整備の目標及び方針	
(3) ほ場整備事業の概況	
ア) 平野土地改良区事業経過	
イ) 下村地区換地面積内訳	
計画地区の農業の振興に関する計画	2
(1) 現況	
(2) 稲作栽培計画	
ア) 水稻栽培の目標	
イ) 栽培作業の合理化	
(3) 野菜栽培計画	
ア) 野菜栽培の目標	
イ) 土づくり	
ウ) 栽培品目	
エ) 販売対策	
(4) 後継者・Uターン就農者の確保	
土地利用計画	4
(1) 農業保全区域	
(2) 環境保全区域	
(3) 集落居住区域	
(4) 特定用途区域	
(5) 里づくり協議会が承認する土地利用	
環境整備計画及び活性化計画	4
(1) 神戸西バイパス対策	
(2) 国道 175 号線拡幅対策	
(3) 道路整備計画	
(4) 公会堂整備計画	
(5) 公園整備計画	
(6) 集落下水道整備計画	
景観保全計画	5
(1) 薬師堂の整備	
(2) 天神社の整備	
(参考資料)	下村里づくり協議会活動経過 下村里づくり協議会役員名簿 下村里づくり協議会規約 アンケート調査

地域の概況及び基本方針

(1) 対象地区の位置及び区域

計画対象地区である下村地区は、平野町の中ほどに位置し、区域の東部周辺には西神ニュータウンにつながる里山が、また西部には明石川が流れ、中心部を国道 175 号線が通過している。

本計画の計画区域は、下村集落の全域と、土地の所有権及び農地の水利関係等が地縁的に下村集落につながりのある福中集落の一部を含める区域とする。

(2) 計画地区の整備の目標及び方針

当地区は総戸数 69 戸の集落で、ほ場整備事業も完了し、神戸農業振興計画においても、現在の集落区域の大部分は農用地区域からの面的除外の調整も終わっている。

集落の下水処理についても公共下水に接続する方向で整備が決定しており、穏やかな集落環境の整備が着々と実りつつある。

しかし、一方で神戸西バイパスの延伸が計画され、集落の中心部を集落を二分する形で通過することが決定されている。

については、神戸西バイパスの整備に併せて集落の利便性が高くなる様に働きかけ、良好な集落環境が維持できるよう調整するとともに、これを機に里づくり計画を作成し、安全で住みやすく、活力のある下村集落を築き上げる。

総戸数	総人口	農家戸数	農家人口
69 戸	264 人	16 戸	90 人

(3) ほ場整備事業の概況

(ア) 土地改良事業 経過

	国道 175 号線以東	国道 175 号線以西
着手	昭和 60 年 11 月 20 日	平成元年 11 月 1 日
完了	昭和 63 年 11 月 20 日	平成 7 年 3 月 20 日
工事完了公告	平成 4 年 9 月 8 日	手続き中
換地処分公告	平成 4 年 1 月 28 日	平成 9 年 3 月 21 日

(イ) 換地面積の内訳

内 訳	国道 175 号線以東	国道 175 号線以西	合 計
換地総面積	9.6ha	13.2ha	22.8ha
田・畑	5.7	8.3	14.0
道路	0.6	1.0	1.6
水路	0.3	0.5	0.8
非農用地	2.8	3.3	6.1
雑種地	0.1	0.1	0.2

計画地区の農業の振興に関する計画

(1) 現況

下村集落は農家数 16 戸と西区でも小規模な集落であるが、今後は農村環境や農業生産機能を維持していくためにも、専業農家 3 戸（主業農家 5 戸）を核として、農産物を出荷する農家 12 戸が結束して、地力を発揮し足腰の強い農業を維持していく。

農家数及び形態内訳

総農家戸数	専業農家	第一種兼業	第二種兼業	認定農業者
16 戸	3	2	11	2 戸
	主業農家	準主業農家	副業的農家	
	5	5	6	

主業農家： 農業所得が主で 65 歳未満の農業従事 60 日以上のものである農家
 準主業農家： 農外所得が主で 65 歳未満の農業従事 60 日以上のものである農家
 副業的農家： 65 歳未満の農業従事 60 日以上のものである農家

農地面積

農地面積	田	畑	樹園地
1,513a	1,409a	104a	0

(2) 稲作栽培計画

(ア) 水稻栽培の目標

下村地区には 1,409 a の農地（田）があり、平成 10 年度には 677.3 a の水稻を作付けしている。

単位 ha

水稻栽培面積	どんとこい	こしひかり	きぬひかり
677.3	387.6	234.7	55.0

以前は栽培が容易で、収量が安定している「日本晴」、「中生新千本」を中心に栽培されていたが、量より質、「食味」に重点を置いた水稻栽培が推進された結果、「どんとこい」「こしひかり」を中心とした作付けに移行してきた。

今後も、ほ場整備事業により整備された水田を活用して、食味に重点を置いた「おいしい米作り」を追求する。

(イ) 栽培作業の合理化

水稻栽培作業の合理化をはかるために、既存の「平野町ホレータ組織」の活用を図る。

現在、既に当ホレータ組織の利用がすすんでいるが、兼業農家を中心に集約的野菜栽培型の農業を目指す専業農家も含めて水稻栽培作業を委託する。

委託内容は、日常の野菜栽培用のトラクターを活用できる「荒起」以外の「田植」「稲刈」の稲作主要 2 作業とし、利用率の低い稲作機械への過剰投資をさけるとともに、水

稲栽培の省力化を図ったことにより生じた余力を、主要作物である軟弱野菜の栽培や兼業労働に振り向ける。

なお、集落環境の維持とホウレンソウ組織活動の円滑化を支えるために、畦畔・水路の除草等の管理と水稲栽培における日常の水管理等は個々の農家で実施する。

(3) 野菜栽培計画

(7) 野菜栽培の目標

古くから培われてきた露地野菜栽培技術を礎に、都市型農業の利点を活かした軟弱野菜栽培が行われているが、今後も技術の研鑽をはかり、地場野菜の生産に意欲をそそぐ。

野菜の栽培面積（平成 10 年度転作実績 実面積）

コマツナ	ネギ	キクナ	ホウレンソウ	チンゲンサイ	家庭菜園
459.6 a	22.4 a	38.1 a	9.8 a	8.0 a	32.9 a

(4) 土づくり

ほ場整備事業完了後は、特に有機物の投入により土づくりを進めているが、今後も神戸市の方針に沿って、有機質重点、減農薬栽培に取り組む。

土づくりの基準として、10a あたり 5 トンの「こうべ有機」を投入し、連作体系に耐える土づくりを継続する。

(5) 栽培品目

1 戸当たり平均 3000 m²、集落全体で約 3 ha のビニールハウスを活用して、生育が早く作業性・収益性に優れるホウレンソウ、キクナ、チンゲンサイ、小松菜を中心に栽培を継続する。

栽培体系は約 9 回転の輪作体系を組み合わせ、ビニールハウスの高率利用を維持し、生産費の軽減、所得の向上につなげる。

(I) 販売対策

野菜出荷農家 12 戸が西農協平野支所の軟弱部会に属し、全量農協出荷を進めているが、今後も良品質の野菜を生産し出荷率を高める。

なお西農協で経済センターに直売所を整備する構想があり、直売所が完成した段階で、「地元の野菜」として、より新鮮な野菜を周辺の消費者に供給する。直売構想が具体化すれば、新たな営農形態も考えられる。

明石海峡大橋の開通に伴う価格への影響は、現在大きな変化は出ていないが、品目や、品質の向上で対抗する。

(4) 後継者・Uターン就農者の確保

現在，アンケート結果から見ると農業の後継者が決まっている農家は少なく，積極的な後継者の確保は難しいが，優良農地を保全し，将来，後継者・Uターン就農者がいつでも就農出来るよう，土づくりやビニールハウスの管理により営農環境の維持につとめる。

土地利用計画

(1) 農業保全区域

ほ場整備完了農地を重点的に農業保全区域に指定し，優良農地は可能な限り保全する。優良農地の保全により農業生産を維持するとともに，集落の生活環境の保全にも役立てる。

(2) 環境保全区域

北東部に位置する里山を中心に環境保全区域に指定し，ニュータウンとの緩衝帯として保全していく。

(3) 集落居住区域

農業振興地域整備計画の農用地区域からの面的除外地と，ほ場整備事業で設定された非農地設定区域に限定して最小限の面積で指定し，新たに必要が生じた場合は，計画変更で追加する。

(4) 特定用途区域

既存の施設として，滝川第二高校の敷地を特定用途区域として指定する。

それ以外は当面大きな事業が行われる計画が無いため，面的な指定は行わない。

今後新たな計画が生じた場合は，変更で点的に指定する。

(5) 里づくり協議会が承認する土地利用

ほ場整備事業で非農地設定された土地で，農業保全区域に設定されている土地については，非農地設定された目的で土地利用することを承認する。

環境整備計画及び活性化計画

(1) 神戸西バイパス対策

神戸西バイパスの通過に伴う騒音，振動，ほこり，排気ガス，電波障害等の対策を十分に検討し，措置を要望する。

また，集落の真中を神戸西バイパスが通過するが，集落機能までが分断されないように対策を要望する。

(2) 国道 175 号線拡幅対策

国道 175 号線拡幅についても，神戸西バイパスと同様に環境対策を検討し，措置を要望する。

また，これまでも集落の中心部を通過しているために農作業等に支障をきたすことがあったが，拡幅することによって今以上に支障をきたすことの無いように，拡幅にあたって対策を要望する。

(3) 道路整備計画

集落内の道路が学童の通学道路となっており，当道路の通過交通を減少させ，安全確保のためにも，宮前・田中線の早期着工を働きかける。

(4) 公会堂整備計画

神戸西バイパスによる立ち退き移転にともない，公会堂を整備する。

整備にあたっては阪神・淡路大震災復興基金事業，被災地域コミュニティプラザ設置費補助事業を導入し，住民相互が助け合い，高齢者等が安心して暮らせるよう支援する福祉コミュニティプラザとして活用する。

(5) 公園整備計画

健康増進・老人憩いの場としての公園を確保する。また，神戸西バイパス高架下のスペースを利用した公園・ゲートボール場・グランドゴルフ場の整備も検討する。

(6) 集落下水道整備計画

長年の夢である水洗化も見込みが立ったことから，下水道整備後は市街化区域並みの生活環境が確保される。

なお下水道整備後も現在利用されている水路は雨水排水路・農業用水路として続けて活用されることから，これらの水路も管理と美化に努める。

景観保全計画

(1) 薬師堂の整備

神戸西バイパス建設による移設にともない，公会堂と併せて，ほ場整備事業で確保された用地に整備をする。

(2) 天神社の整備

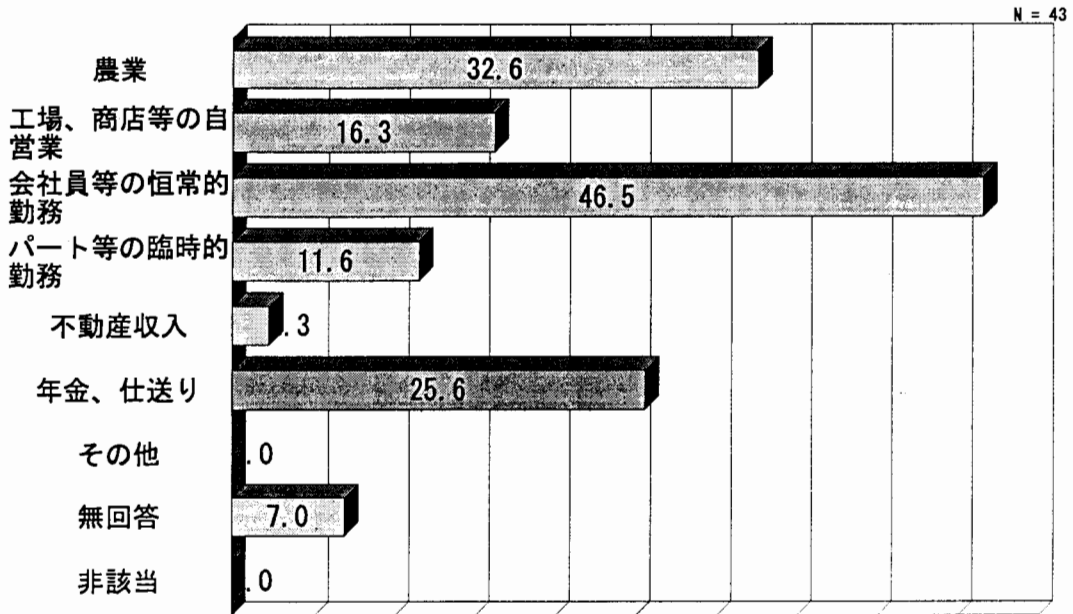
神戸西バイパス建設により周辺の地形が変形することから，周辺に合わせた形で天神社を整備する。

(参考資料)

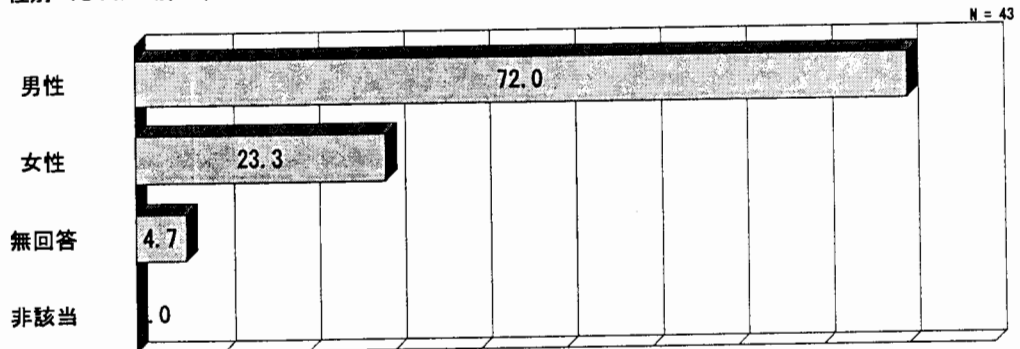
下村里づくり協議会活動経過

名称	日程	出席	協議内容	摘要
里づくり協議会 設立準備打合	平成10年 5月	自治会長他	協議会規約,委員構成 等	西農政事務 所
里づくり協議会 設立委員会	5月12日	自治会長 協議会設立 発起人	協議会規約の承認 役員の選出 アンケートの実施 今後の進め方	
土地利用計画検 討会	5月~7月	役員他関係 者	土地利用計画(神戸西 バパスに係る代替地計画 も含む)	
里づくり協議会 役員会	8月7日	役員	土地利用計画 アンケート結果 協議会の開催	
里づくり協議会 営農検討会	8月25日	農協 会長他	下村の農業について	
里づくり協議会	9月3日	協議会委員	里づくり計画の承認 について 公会堂建替え計画に ついて	

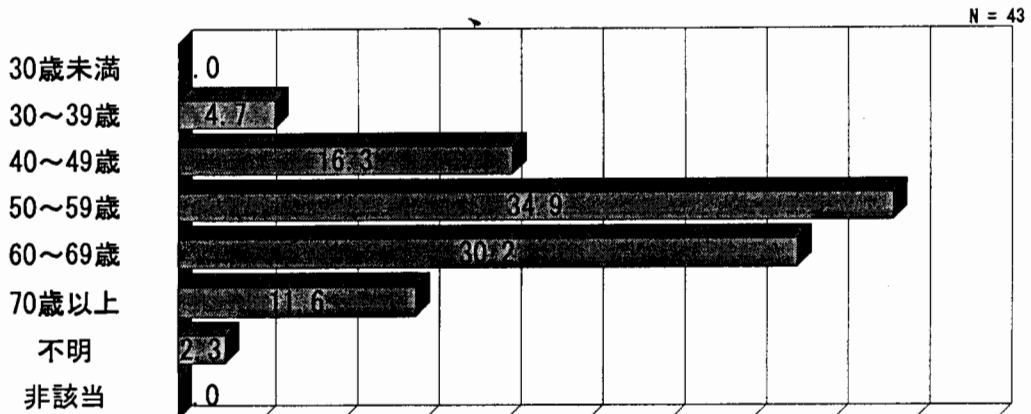
No. 1 職業 <MA> 7カテゴリ



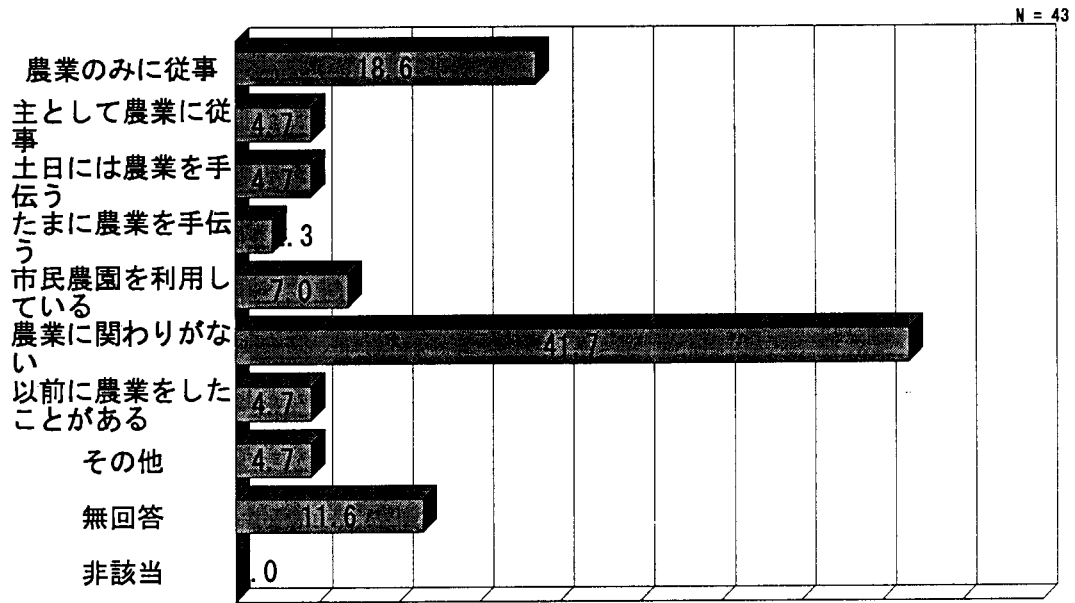
No. 2 性別 <SA> 2カテゴリ



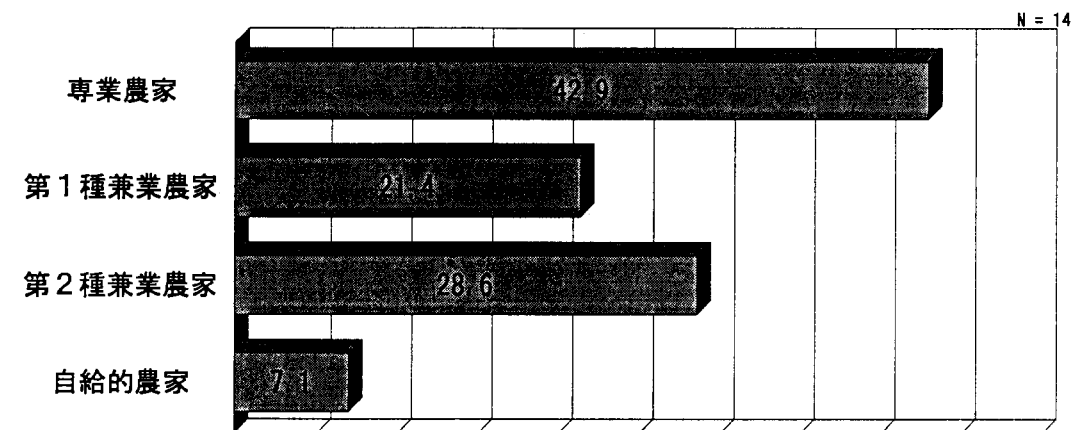
No. 52 年齢 <SA> 6カテゴリ



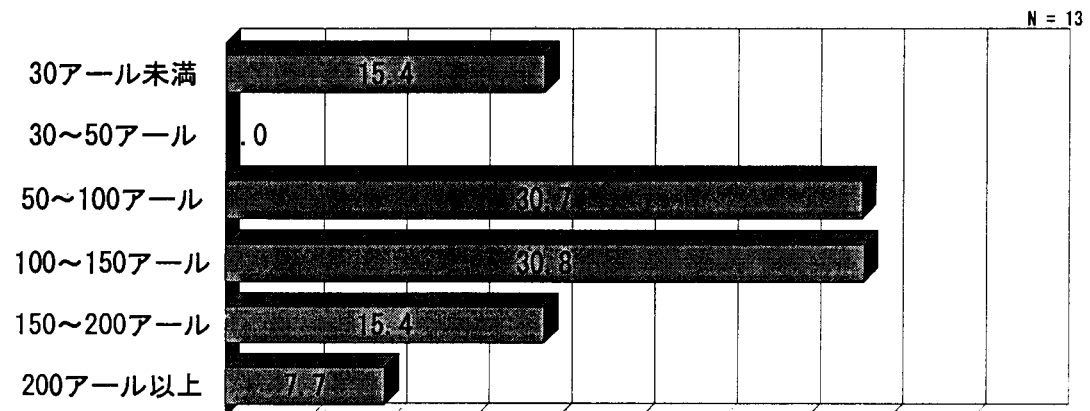
No. 4 農業との関わり <SA> 8カテゴリ



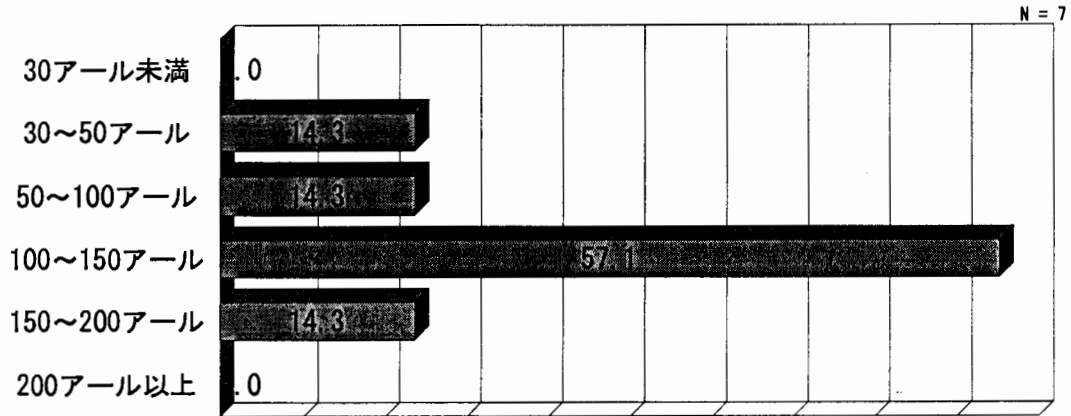
No. 5 農業収入の割合 <SA> 4カテゴリ



No. 6 地区内所有農地面積 <数量> 6カテゴリ



No. 7 地区内経営耕地面積〈数量〉6カテゴリ



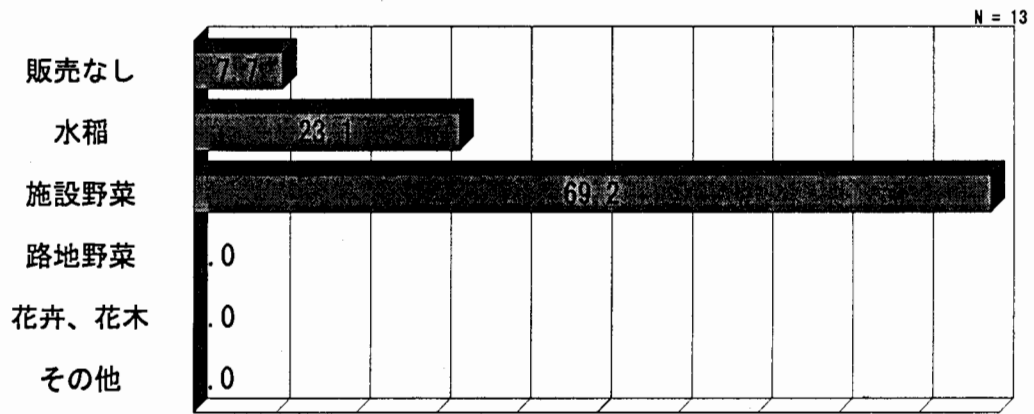
農地の所有、耕作状況 (単位 アール)

区 分	合計	件数	最大	平均
地区内所有農地	1596	13	537	122.77
地区内耕作農地	750	7	150	107.14
地区内貸付農地	13	1	13	13.00
地区内借入農地	93	3	50	31.00
地区内休耕農地	0	-	-	-
地区外所有農地	428	6	150	71.33
地区外耕作農地	258	3	140	86.00
地区外貸付農地	60	1	60	60.00
地区外借入農地	60	2	50	30.00
地区外休耕農地	0	-	-	-

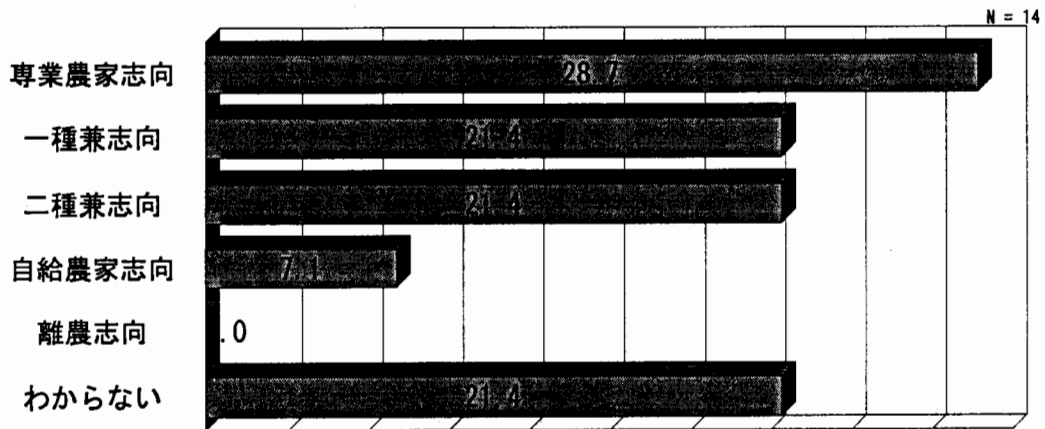
転用希望の件数と面積

用途	件数	面積
自己住宅の新築又は改築	1 件	300 坪
分家住宅用地	1	150
工場、駐車場等の経営	0	-
資材置き場	0	-
貸し店舗等	1	750

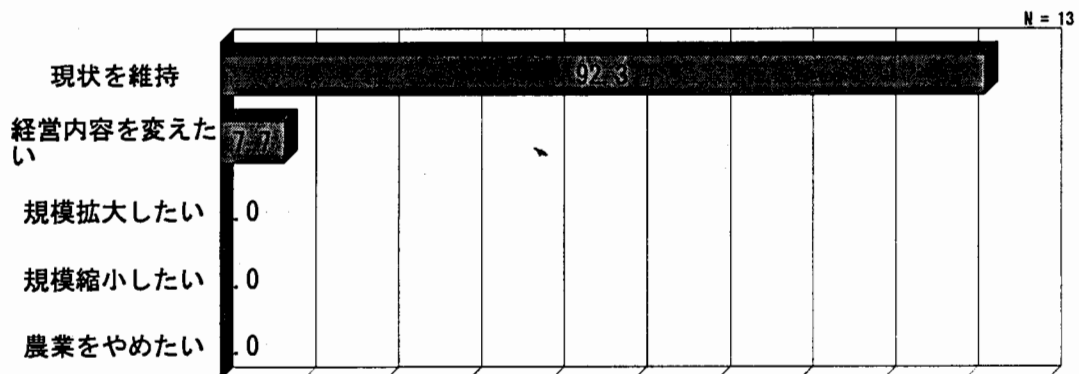
No. 53 販売最多作目 <SA> 6カテゴリ



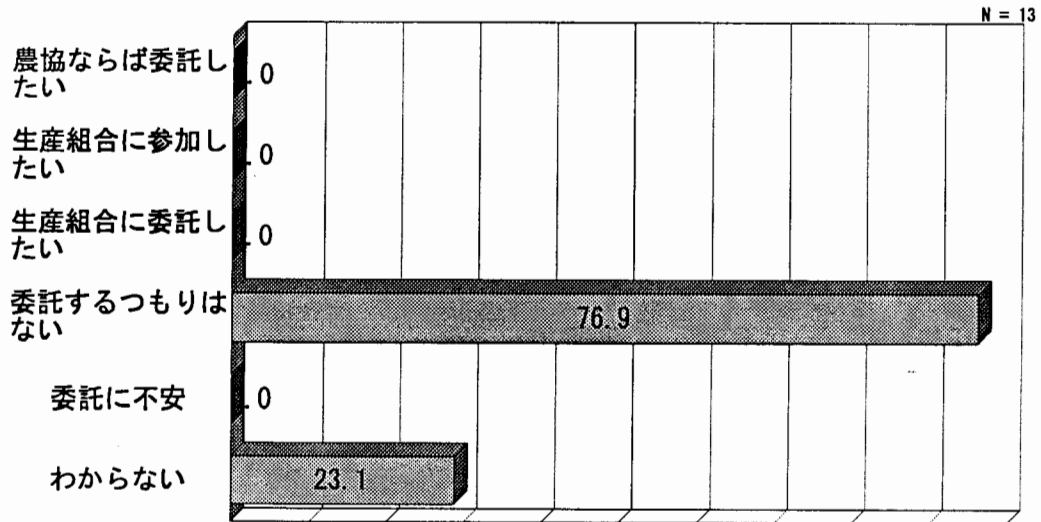
No. 17 今後の営農志向 <SA> 6カテゴリ



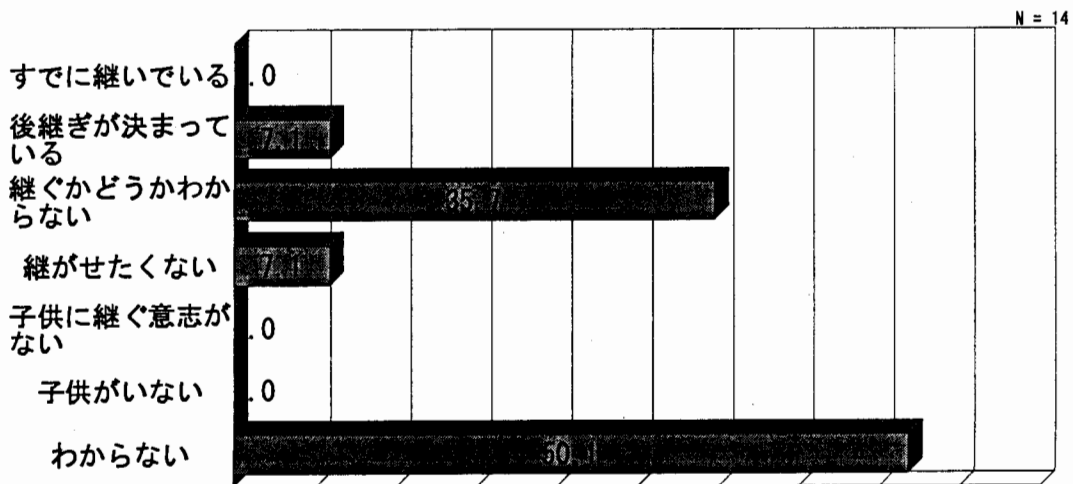
No. 18 将来の経営規模 <SA> 5カテゴリ



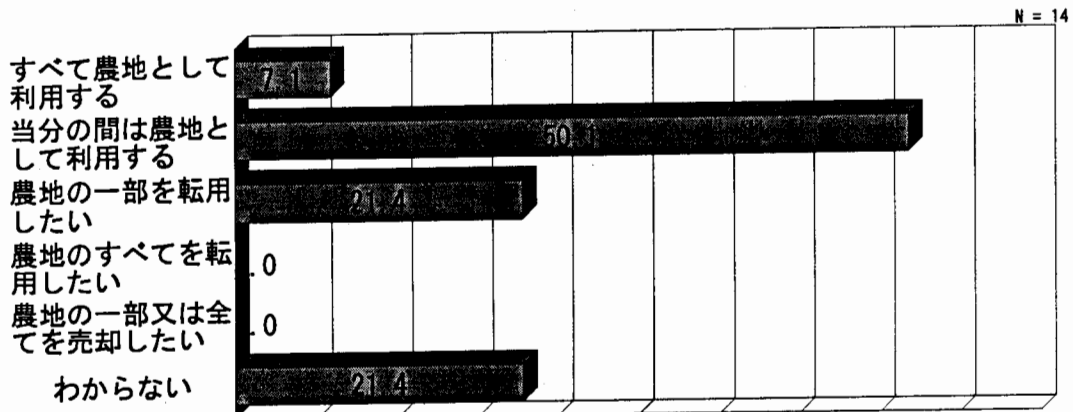
No. 29 生産組合について <MA> 6カテゴリ



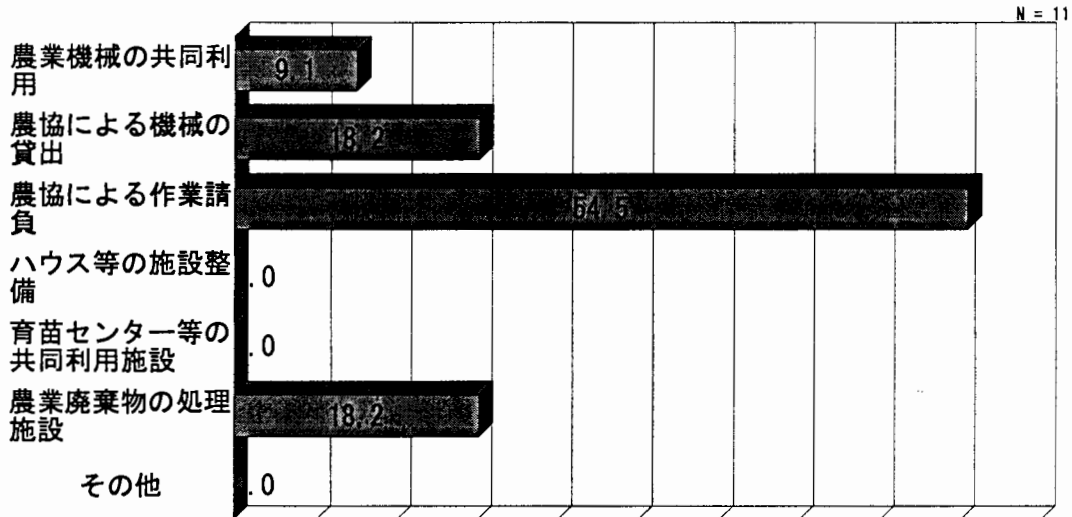
No. 30 後継者の有無 <SA> 7カテゴリ



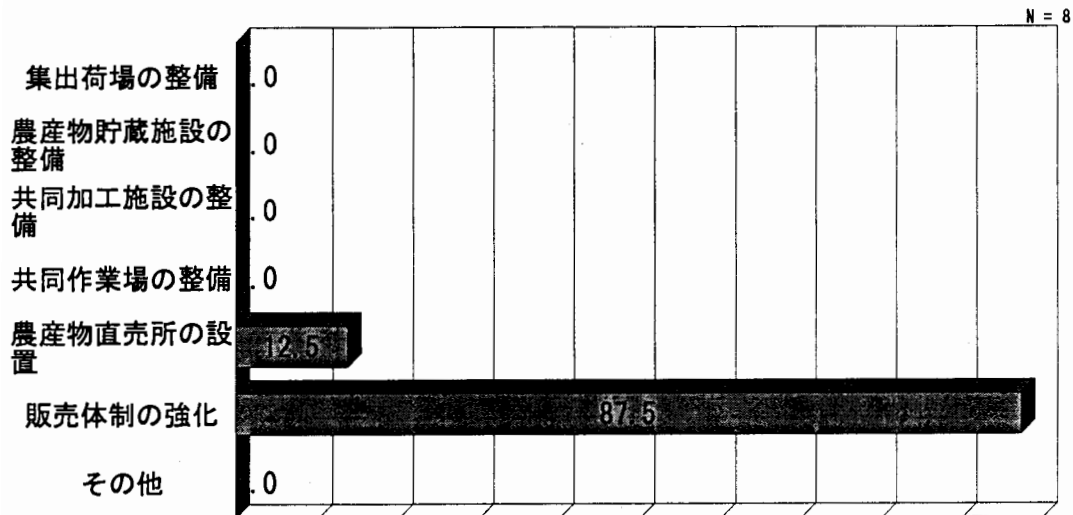
No. 54 農地利用意向 <SA> 6カテゴリ



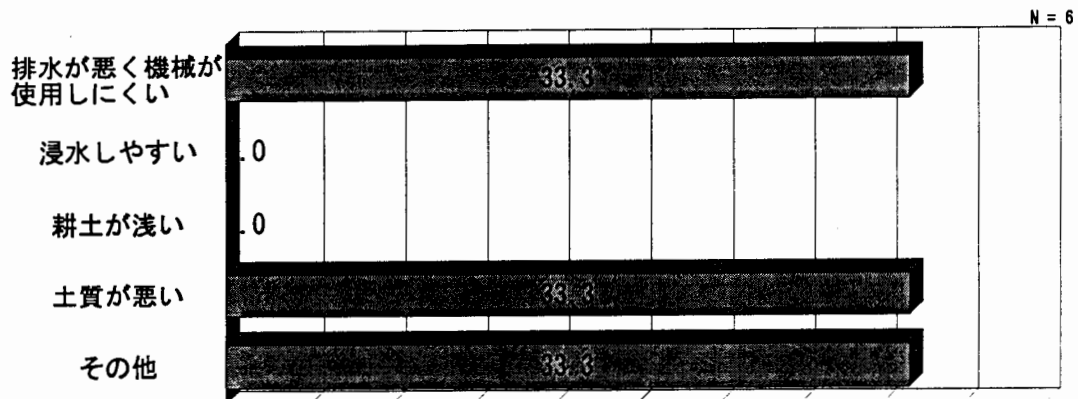
No. 38 農業機械や生産施設の要望 <MA> 7カテゴリ



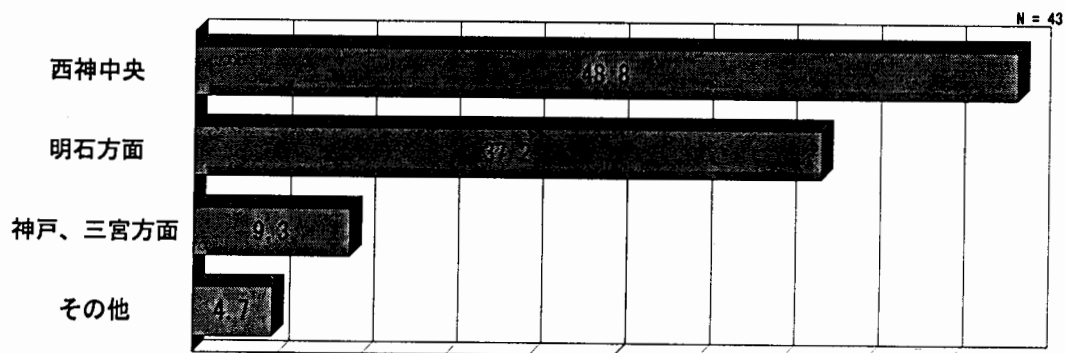
No. 39 流通や出荷についての要望 <MA> 7カテゴリ



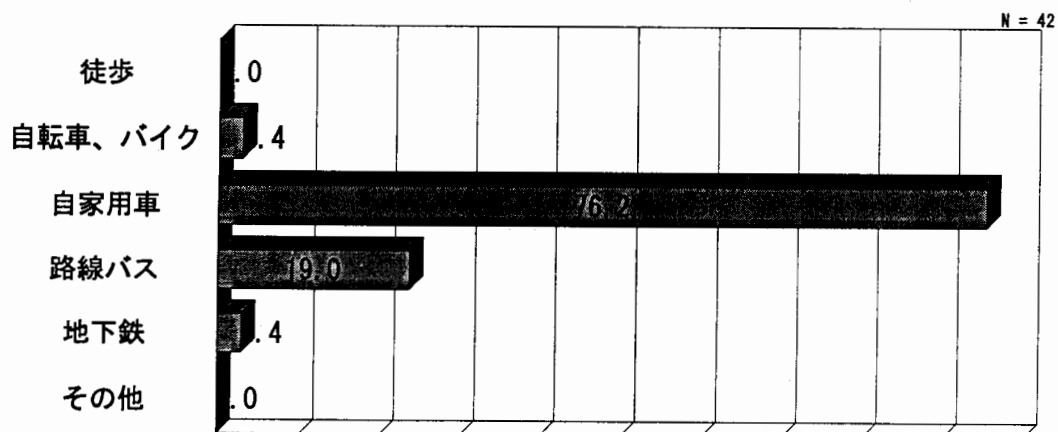
No. 40 農地の問題点 <MA> 5カテゴリ



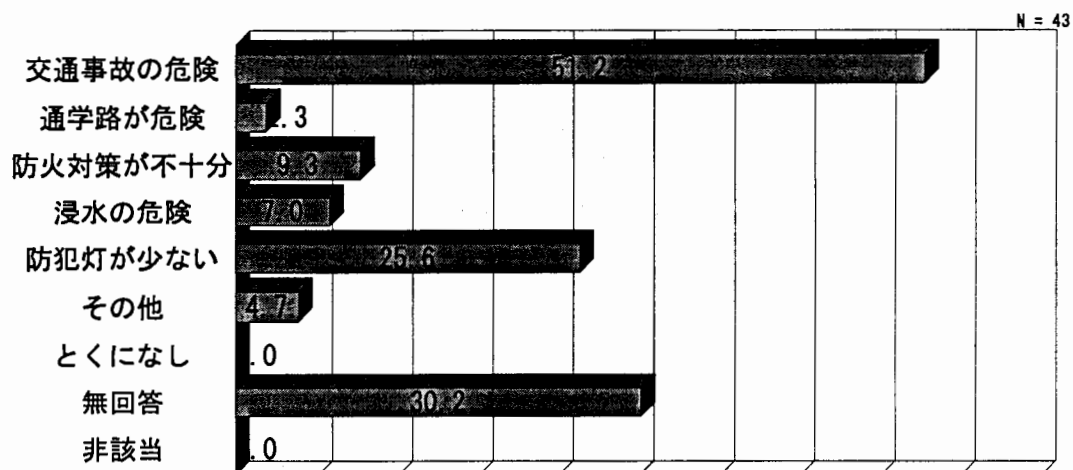
No. 41 主な外出先 <SA> 4カテゴリ



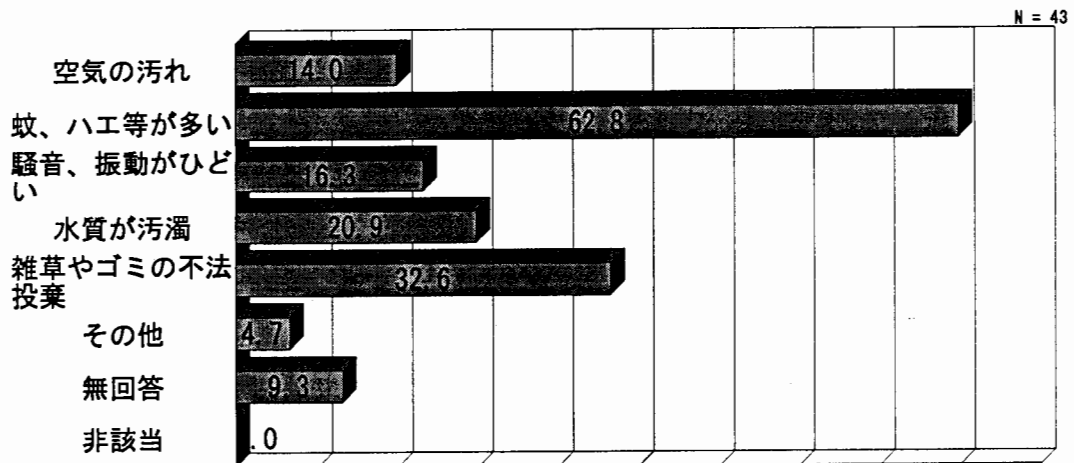
No. 42 主な交通手段 <SA> 6カテゴリ



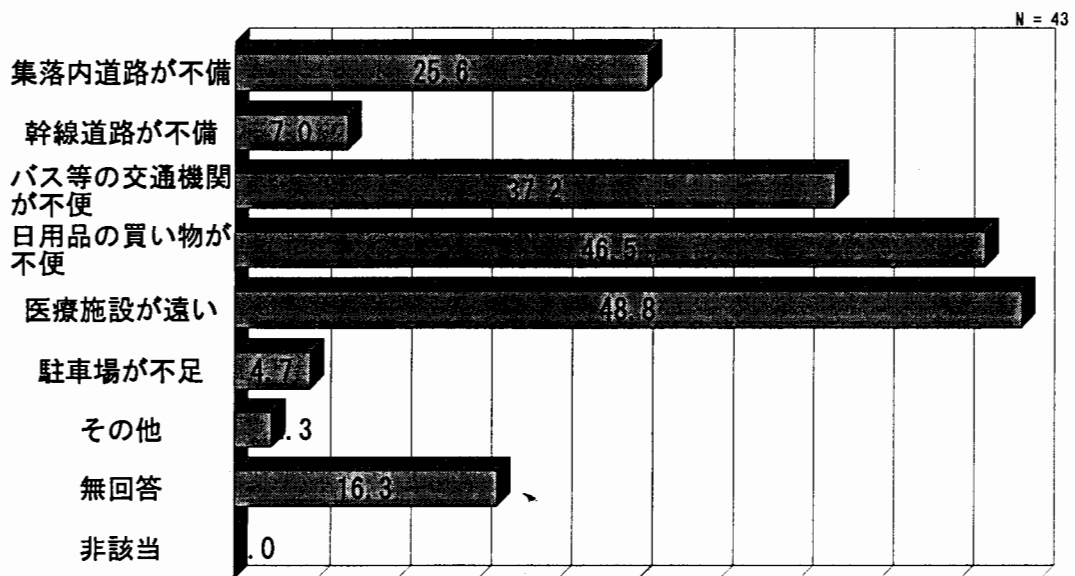
No. 55 生活の安全性 <MA> 7カテゴリ



No. 56 生活の保健性 <MA> 6カテゴリ

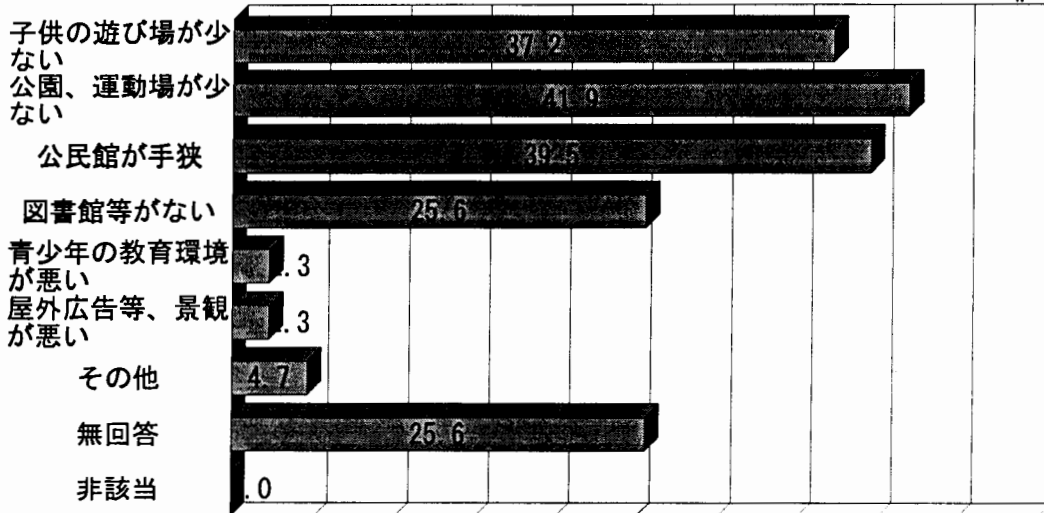


No. 57 生活の利便性 <MA> 7カテゴリ



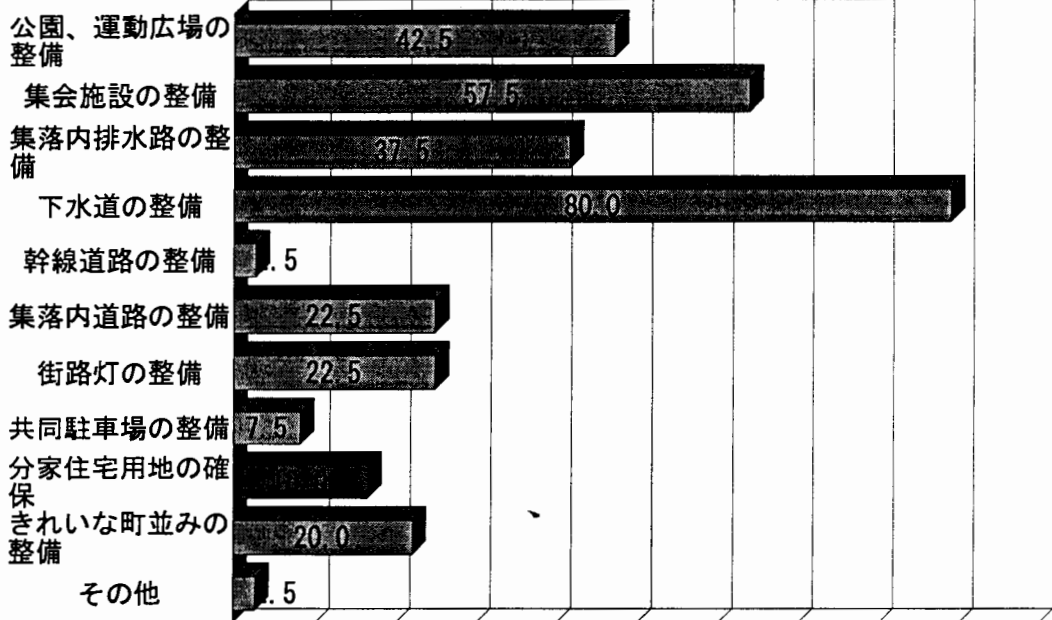
No. 46 生活の快適性 <MA> 7カテゴリ

N = 43

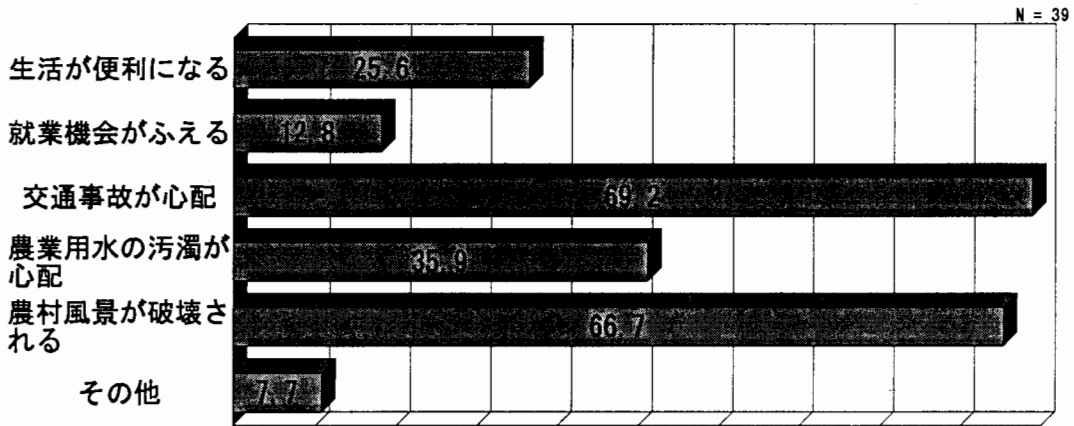


No. 47 生活環境整備の要望 <MA> 11カテゴリ

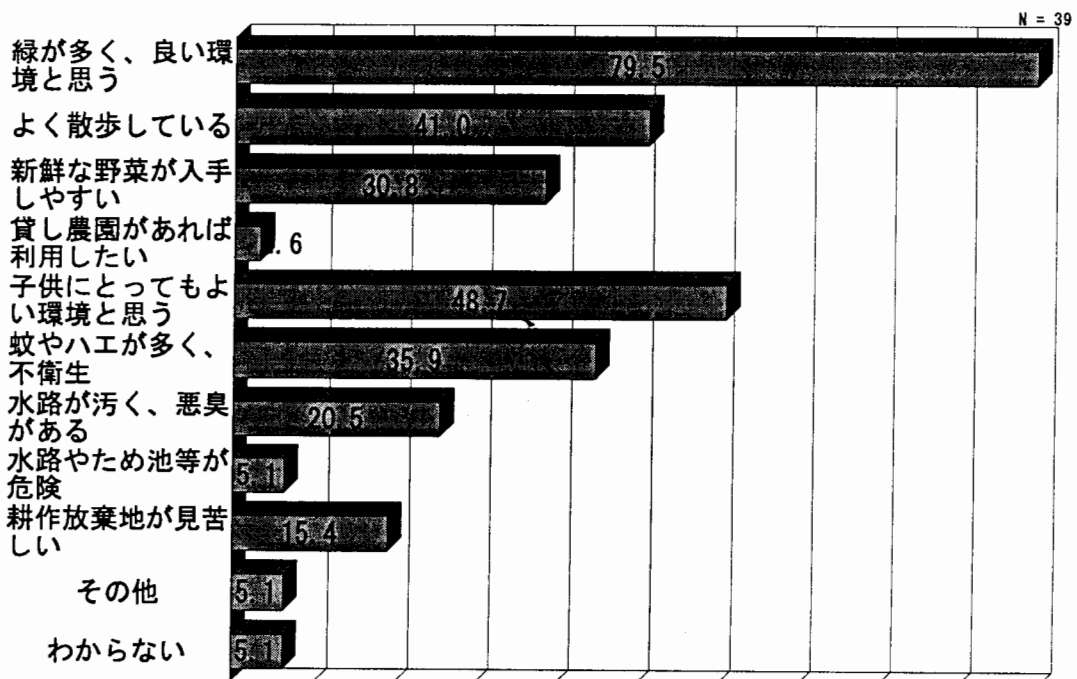
N = 40



No. 48 都市化の進行について〈MA〉6カテゴリ

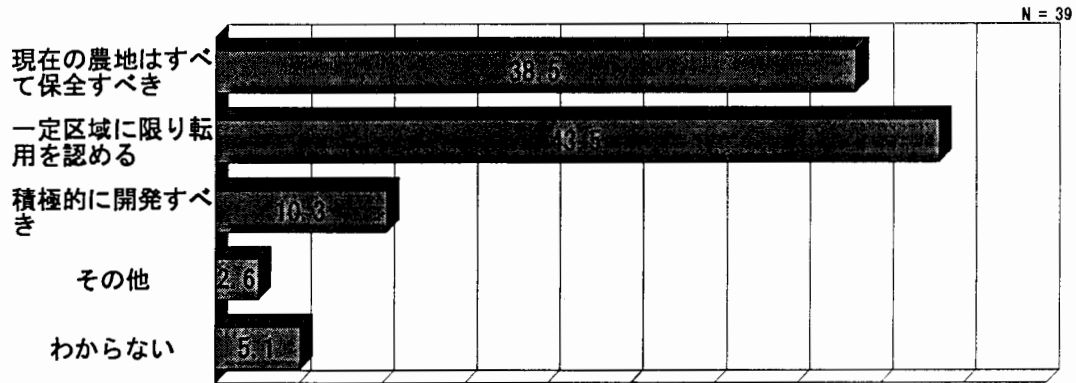


No. 49 周辺の農地について〈MA〉11カテゴリ



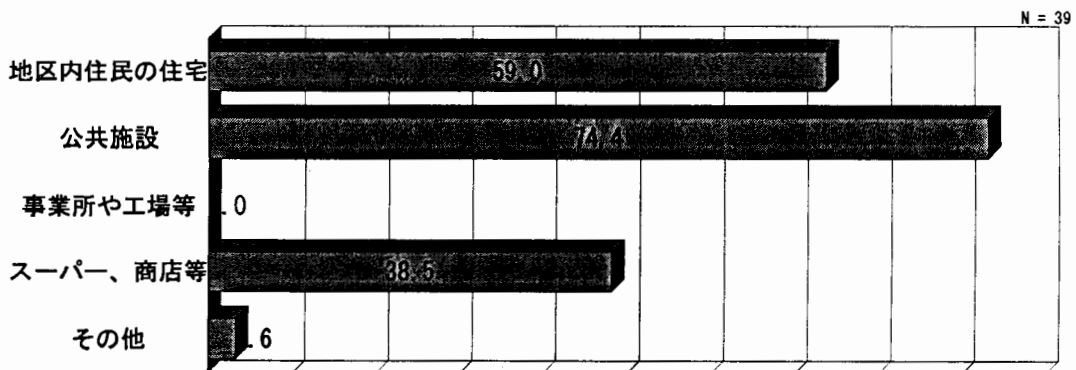
単純集計No.3

No. 50 今後の地域整備の方向 <SA> 5カテゴリ



単純集計No.3

No. 51 容認できる転用先 <MA> 5カテゴリ



里づくり計画に関するアンケート調査

問一29 地域整備の方向について（自由記入）

- : 西バイパスはトンネルにすべきだ。
- : 公園と交通事故に関して、気をつけてほしい。
- : 西神戸バイパスの話が持ち込まれて、もはや10年が過ぎ去ろうとしています。私は1日も早く話を進めて欲しいです。年がたってからでは、動くのが大変です。これでは、まな板の上の鯉と同じです。何とぞよろしくお願い致します。
- : 騒音問題・環境問題・車の渋滞・事故の多発
- : 早急に下水道他、環境整備を重点的に実施のこと。
- : 集会所など、村人のいこいの場となるように計画して欲しい。
自然環境を残して整備して欲しい。
- : 神戸市内である神戸市民として、他の居住地域と同等の環境を享受すべきである。
- : バイパスにより、下村の生活が分断されない様に工夫すること。
下村の集落の真ん中を、バイパスが通過し二分されるので、いかに分離しないで
すむか考えねばならない。
- : 今から10年前に建設省より、神戸西バイパスの実施計画まで進展して、幾度とな
く地域住民に対してヒヤリングが実施されたが、阪神淡路大震災の発生後は、国も
神戸市も予算がないことを理由に、現在まで放置されてきた。
圃場整備事業も、神戸西バイパス実施計画を基に区画整備されており、有料農地が
雑地になってしまった。現在は、農地に戻すことは不可能である。
(非農地領域が莫大な面積を示す)
- : 下水道整備
- : バイパスは集落の内を高架で通るわけですが、その高架下を阪神高速の月見山付近
のように、公園・グラウンドとして利用できれば・・・。
- : 村が西神戸バイパスにより二分され、今1つにようまとまっているが、変化をきた
すのが心配です。
できるだけ多くの連絡道が必要か。
バイパスによって受ける騒音・ほこり・日影による個々の害は各戸異なるが、相当
なものであろう。その時にならないと分からぬことも多くあろう。
- : 下水道の整備
公民館の移転と公民館、薬師堂の完成と天神社の整備、公民館に伴う駐車場の確保
(バイパスの下)、バイパスの下での公園とゲートボール場とグラウンドゴルフ場の
整備。
西バイパスのことで、集落の中がそれぞれの考え方の違いでぎくしゃくしないか心
配である。

問一30 西神戸バイパスについて（自由記入）

- : (内容) 庭先まで自動車が走ること。排気ガス・空気の汚染・騒音・交通事故等々。
- : (内容) 騒音・排気ガス・交通事故・テレビ受信不良。
- : (場所) 全域。特に信号機付近。
(内容) ゴミのポイ捨て。騒音。
- : (場所) 道路沿い。
(内容) 騒音・自然破壊・交通量の増加など。
- : (場所) 神戸市西区平野町下村
(内容) 立ち退き対象家屋以外で現住する場合、騒音・振動など(??)問題が提起される。立ち退き対象のみがバイパスの問題対象ではない。
- : (場所) バイパス北側
(内容) 南側に日光が当たらなくなる。騒音・振動・ほこり・空気の汚れ・テレビやラジオなどその他の障害など。
- : (内容) 時期の早急な確定
- : (場所) 住宅地 下村136-2
(内容) 阪神淡路大震災により、家が一部損傷のままである。(壁土の落下および柱などのひび割れ等)新築(建て替え)が必要であるが、神戸西バイパスに干渉される部分が不明確であり、土地買収時期もわからない。
- : (内容) 排気ガス・騒音・振動。
- : (場所) バイパス北側。
(内容) 騒音・空気の汚れが心配。日当たり・テレビやラジオなどどうなるか。
- : (内容) ほこりや空気の汚れ、騒音など。
- : (内容) 騒音、村内の交通の不便、下水道の完備、水路の整備。
- : (場所) 宅地・家。
(内容) 蔵と家の一部がかかり、バイパスと家との距離がひっついているので、車の騒音・振動・雨の日のタイヤの音・排気ガスが非常に心配で、家を移転すべきかどうか日夜悩み続けている。

問一31 農業振興や農村整備について（自由記入）

：村で作った作物を、朝市などで販売して欲しい。

下村の誇れるものを増やし、下村を愛する子どもの育成に力を入れて欲しい。

：明石川を地域のいこいの場として、河川敷を公園として整備してほしい。

：（1）最近では農地が休耕地となって、雑草の生え放題となっている。

計画的な農政の減反政策によるものだと思うが、今後環境整備と農地の有効な活性化が望まれる。

具体的には、①貸し農園の制度化。

②園芸広場の計画的参画。

③老人いこいの広場作り。

④健康増進のため、公園・運動の広場作り。

⑤公会堂の設備充実。

⑥河川敷の公園化。

（2）西神戸バイパス早期実施計画の見直し要請。

具体的には、①宅地を含む、土地買収の実施。

②国会は不景気対策として、内需拡大のために公共予算投資を決定しております。

建設省は地域住民の要望を受け入れて、平成10年度の補正予算及び、平成11年度の本予算を申請すべきだと思います。

（3）環境問題を提起。

具体的には、静かな農村地帯に車道（自動車道路）が設置されると、必然的に騒音対策及び、排気ガス対策が必要である。

：今から先、農家だけではなく、資源のない国民が現在のように豊富な時代から耐乏の時代と変わってくる。すなわち、出ていく金と入ってくる金とのバランスを考える日も、もう遠くないように思われる。

農家の農地の利用及び、集落の進む方向等を考えなければ、時代に遅れるに違いない。ある程度集団化する必要がある。農機具ほど使用効率の低いものはない。共同計画、共同経営をする必要があるように、第三者として思うが……。

平野町下村 土地利用計画

1/5,000

凡例

- 1 農業保全区域
- 2 環境保全区域
- 3 集落居住区域
- 4 特定用途区域
- 里づくり計画に位置づけるもの

里づくり計画に位置づけるもの

1	分家住宅
2	分家住宅
3	分家住宅
4	分家住宅
5	代替住宅
6	農舎

